

太田市外三町広域清掃組合公告

群馬県環境影響評価条例（平成11年群馬県条例第19号）第44条の規定に基づき、事後調査報告書を作成したので、同条及び群馬県環境評価条例施行規則（平成11年群馬県規則第43号）第63条の規定に基づき次のとおり公告し、報告書を公衆の縦覧に供する。

令和3年9月1日

太田市外三町広域清掃組合
管理者 清水 聖義



1. 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- (1) 名称 太田市外三町広域清掃組合
- (2) 代表者 管理者 清水 聖義
- (3) 所在地 太田市細谷町604番地1

2. 第1種事業の名称、種類及び規模

- (1) 名称 太田市外三町広域一般廃棄物処理施設整備事業
- (2) 種類 廃棄物処理施設の設置
- (3) 規模 330t/日

3. 第1種事業実施区域

太田市細谷町及び藤阿久町地内

4. 第1種事業関係地域の範囲

太田市の一部

5. 事後調査報告書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

群馬県環境政策課（前橋市大手町一丁目1番1号）
群馬県東部環境事務所（太田市西本町60番27号）
太田市環境政策課（太田市浜町2番35号）
千代田町建設環境課（邑楽郡千代田町大字赤岩1705番地の1）
大泉町環境整備課（邑楽郡大泉町日の出55番1号）
邑楽町安全安心課（邑楽郡邑楽町大字中野2570番地1）
太田市外三町広域清掃組合（太田市細谷町604番地1）
なお、事後調査報告書は太田市外三町広域清掃組合ホームページでも公表する。

(<http://www.city.ota.gunma.jp/gyosei/0120a/risaikuru/>)

- (2) 縦覧期間 令和3年9月1日（水）から令和3年9月30日（木）まで
（土曜日・日曜日及び祝日を除く）

- (3) 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで